

介護保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

1. 改正の趣旨

- 介護分野の文書に係る負担軽減の実現に向け、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者が協働して、必要な検討を行うことを目的として設置された、社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会において、令和4年11月7日に、「社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会取りまとめ」が公表され、
 - ・ 指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式例について、国が示している標準様式例の使用を基本原則化するための取組として、介護保険法施行規則と告示に、標準様式について明記すること
 - ・ 「電子申請・届出システム」の使用を基本原則化し、令和7年度までに全ての地方公共団体で利用開始するために、介護保険法施行規則に「電子申請・届出システム」について明記すること等の所要の法令上の措置を行うこととされた。
- 今般、これを受けて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）等の改正と併せて、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 介護サービス事業者等が都道府県知事又は市町村長に対して行う指定の申請や変更の届出等（以下「申請等」という。）は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。
 - ※ 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び地域支援事業については、これと併せて指定事業者等の届出規定等の整備を行う。
 - ※ 厚生労働大臣が定める様式は、厚生労働省のホームページ上に掲載している指定申請等文書の標準様式例等を基に別途定める予定。
- また、介護サービス事業者等が都道府県知事又は市町村長に対して行う申請等は、やむを得ない事情がある場合を除き、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により行うものとする。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項（第70の2第4項において準用する場合を含む。）、第70条の3第1項、第71条第1項ただし書（第115条の11におい

て準用する場合を含む。)、第72条第1項ただし書(第115条の11において準用する場合を含む。)、第72条の2第1項ただし書、第75条第1項及び第2項、第78条の2第1項(第78条の12において準用する第70条の2第4項において準用する場合を含む。)、第78条の2の2第1項ただし書及び第5項、第78条の5第1項及び第2項、第79条第1項(第79条の2第4項において準用する場合を含む。)、第82条第1項及び第2項、第86条第1項(第86条の2第4項において準用する場合を含む。)、第89条、第94条第1項(第94条の2第4項において準用する場合を含む。)、第99条第1項及び第2項、第107条第1項(第108条第4項において準用する場合を含む。)、第113条第1項及び第2項、第115条の2第1項(第115条の11において準用する第70条の2第4項において準用する場合を含む。)、第115条の2の2第1項ただし書、第115条の12第1項(第115条の21において準用する第70条の2第4項において準用する場合を含む。)、第115条の12の2第1項ただし書及び第5項、第115条の15第1項及び第2項、第115条の22第1項(第115条の31において準用する第70条の2第4項において準用する場合を含む。)、第115条の23第3項、第115条の25第1項及び第2項、第115条の45第1項第1号イからニまで、第115条の45の5第1項(第115条の45の6第4項において準用する場合を含む。)並びに第204条

4. 施行期日等

- 公布日：令和5年3月下旬(予定)
- 施行期日：令和6年4月1日